農水省を始め、動物用医薬品の医薬品医療機器等法上の広告規制やガイドラインは下記の物が ございますのでご参照ください。

・動物用医薬品等に該当するか否かの考え方

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/

・動物用医薬品の範囲に関する基準について(通知)

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html

【ご参考】ペットフードにおける薬事表現に関するガイドライン(ペットフード公正取引協議会) http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html

【ご参考】物の製品本質(原材料)について(東京都福祉保健局)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/kanshi/seibun.html

対象が犬猫用のペットフードではありますが、ペットフードに関する規制として ペットフード安全法がございますのでご参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/

また、外用の製品等には、人用の化粧品基準を準用するよう農水省の通知に記載がありますが、 直ちに動物用に準用すると考えられるものばかりではないので、まずは基準を参照いただいた上 で、詳しくはお問い合わせください。

• 化粧品基準

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/keshouhin/